

令和2年度(令和3年度実施事業)

赤い羽根共同募金の配分に関する事務手引

(社会福祉施設等整備・自動車整備配分事業関係)



社会福祉法人 長野県共同募金会

〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館 2階

TEL 026(234)6813 FAX 026(234)3024

E-mail nkyobo@akaihane-nagano.or.jp

<https://www.akaihane-nagano.or.jp/>

は じ め に

昭和 22 年、社会連帯・相互扶助の精神に基づいて全国一斉に展開された共同募金運動も創設 70 年余を経過した現在においても、毎年多くの県民の皆様のご理解とご協力に支えられ、“じぶんの町を良くするしくみ。”として地域福祉推進の充実発展に役立ってまいりました。

少子高齢化の進展や厳しい経済情勢など、私達の生活を取り巻く環境は大きく変化し、社会課題・地域課題は多様化・深刻化しています。こうした状況の中、県内各地の募金ボランティアの方々に支えられ、毎年県民寄付者の方からの善意の募金が寄せられています。

長野県共同募金会は、この寄せられた寄付者の方々の善意をお預かりし、“第三者機関”として、皆様方に橋渡しを行う役割を担っています。

今回、皆様が共同募金の配分を申請されるにあたって、共同募金が持つ意味をいま一度ご理解いただき、寄付者の信託に応え、その結果県民への福祉サービスの充実が図れることを念頭に、申請書の作成をお願い申し上げます。

1. 配分方針

共同募金は、地域の福祉ニーズに応えるために必要な資金需要を積み上げた配分計画を策定し、それに基づく募金目標額により寄付を集める「計画募金」です。

共同募金の配分の考え方については、下記に掲げるとおりです。

- (1) 配分計画は、すべて配分申請に基づくものとする。
- (2) 社会情勢や寄付動向等を勘案し、寄付実績を十分考慮した配分計画とする。
- (3) 申請事業の財源が、自己資金の確保に努めてもなお不足が生じ、共同募金の配分以外に手段のないものと認められるものを対象とする。
- (4) 地域住民の要請と時代に即応した事業に対し、重点を定めて配分する。
- (5) 地域福祉における配分は、先駆的及び開拓的で多様な福祉活動の自立育成支援をするため、活動の立ち上がりの時期を含むものに対しても配分する。
- (6) 配分は、次に掲げる事項を優先順位とし、申請者の資金状況、事業規模、配分効果等を考慮し決定する。

なお、配分にあたっては、共同募金以外の寄付金及び各種民間資金を調整し配分する。

- ① 申請事業の内容が、利用者等に対する緊急度が高いと認められる事業
- ② 申請事業の内容が、地域福祉の充実向上のため重要度が高いと認められる事業
- ③ 事業者が既に実施している事業であって、その団体の目的とする事業の維持・強化に必要と認められる事業
- ④ 申請者が新規に開始する事業

2. 配分申請

- (1) 共同募金配分申請書（様式）等を期間内に提出してください。

①受付期間 令和2(2020)年5月11日(月)から6月19日(金)まで
(期限後は一切受付を行いません。)

②提出部数 1部

③提出先 本会宛に郵送又は持参してください。

〒380-0871 長野市西長野143-8 長野県自治会館2階
社会福祉法人長野県共同募金会

- (2) 配分申請書等関係書類の記入にあたり、下記の事項にご注意ください。

① 昨年の様式とは異なりますので、必ず今回の様式をお使いください。

② 添付書類等についても、原則A4サイズとします。

③ 添付する図面等は体裁良く折りたたんでください。

④ 謄本、抄本の写しには原本証明を記載してください。

⑤ 役員会等で承認を得た書類（予算書、決算書等）については、議決日または認定日を記載してください。

⑥ 添付書類の不備がある場合は、申請を受理しません。

- ⑦ 法人で複数施設の申請を行う場合は、申請書左上部に申請順位を明記してください。
- ⑧ 事業内容は十分検討いただき、実施時点で大きな変更がないようにお願いします。
- ⑨ 施設利用者に重大な危険等が生じるなどのために行う緊急事業として、本年度事業実施を計画される場合は、その理由を記した書類を添付してください。
- ⑩ 初めて申請される法人は、事前に事業内容などについてご連絡ください。
- ⑪ 申請書様式は、長野県共同募金会のホームページからダウンロードできます。
(<https://www.akaihane-nagano.or.jp/>)
- ⑫ 本会では、共同募金運動の透明性をより一層高めるため、インターネットによる配分統計管理システムを導入し、共同募金受配者から提出を受けた「申請書」、「実施報告書」をもとにデータベース入力を行い、インターネット上でその内容を公開しています。今まで以上に書類等の精査をお願いし、併せて寄付者の信託に応える事業計画についてご協力をお願いします。(赤い羽根データベース「はねっと」)

3. 配分の内定と決定

申請書に基づき、令和2(2020)年7月(予定)の配分委員会、8月(予定)の理事会及び評議員会において、本年度の募集目標額及び配分計画を決定し、事業の資金確保のため、当該年度の共同募金運動を10月から実施します。(新型コロナウイルス感染拡大や令和元年東日本台風等の影響による募金額の変動が見込まれるため、令和2年度は、配分内定団体に内定通知書を交付しない予定です。)翌年の令和3(2021)年3月(予定)の配分委員会、理事会及び評議員会において、募金実績に基づき配分を決定します。(決定通知)

4. 本会が取り扱う民間資金について

本会が申請窓口となって推薦を行う民間資金として、「中央競馬馬主社会福祉財団助成」があります。(令和2(2020)年度助成、令和2(2020)年度実施事業)

推薦にあたっては、今回の共同募金配分申請の中から、事業の緊急性・地域性及び当該資金の助成方針等を総合的に勘案し、さらに関係機関との協議を行い推薦します。

なお、助成基準等が共同募金とは別であるため、とくに施設整備を計画されている場合は、事前に本会までご照会ください。

- (1) 中央競馬馬主社会福祉財団助成の申請は、「共同募金配分金」の申請様式により行ってください。本助成の推薦を受けた法人は、あらためて当該団体宛の申請書類を作成いただくため、追って連絡します。
- (2) 介護保険法の適用における指定介護保険事業は、共同募金の配分対象から除外となっています。ただし、中央競馬馬主社会福祉財団助成については、対象事業となっています。希望される法人は、事前にお問い合わせください。

中央競馬馬主社会福祉財団助成

中央競馬会の馬主が賞金の一部を社会福祉事業に還元しています。

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団では、社会福祉法人、特定非営利活動（NPO）法人等が運営する社会福祉施設等に対する施設整備等の助成事業を行っています。

主な対象事業は、福祉車両、送迎用車両、特殊浴槽等の備品の購入または施設の設置、増改築及び各種修繕工事等で、各種施設の運営に必要なものとなっています。

○申請方法等

共同募金配分申請書（様式）等を期間内に提出してください。

受付期間 令和2（2020）年5月11日（月）から6月19日（金）まで
（期限後は一切受付を行いません。）

提出部数 1部

提出先 本会宛に郵送又は持参してください。

〒380-0871 長野市西長野143-8 長野県自治会館2階
社会福祉法人長野県共同募金会

その他 中央競馬馬主社会福祉財団助成の申請を行う場合は、申請書右上部に「競馬」と明記してください。

○書類作成

推薦を受けた法人は、7月下旬（予定）に公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団宛の申請書類を作成のうえ、長野県共同募金会に提出いただきます。あらためて通知を送付します。

○助成決定

8月下旬頃、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団から長野県共同募金会を通じて各法人に助成決定通知が送付されます。

○助成率

対象事業費の3/4以内

○助成事業の範囲

- ・施設の設置、拡充又は改築
- ・備品、車両等の購入
- ・障害者（児）、老人福祉等のため実施される行事の管理運営

○令和2（2020）年度の助成金交付予定

3施設程度 5,370千円

○その他

中央競馬馬主社会福祉財団助成の詳細については、ホームページをご覧ください。

<http://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/>